

建設工事等施工に関する事務取扱要領の運用について

第6条（見積期間及び指名等の通知）関係

1 基準価格等設定の有無について

指名等の通知に際しては、低入札価格調査における基準価格、失格判断基準及び最低制限価格制度における最低制限価格の設定の有無について明示しなければならない。

2 見積期間の短縮について

発注事業課においては、法令及び契約規則に規定する最低見積期間以上の日数を厳守すること。ただし、見積期間を短縮する場合については、建設業法施行令第6条（工事）の「やむを得ない事情」、または、契約規則第7条（工事以外）の「急を要する場合」の文言通りとする。その具体例は下記のとおりである。短縮はあくまで例外規定であるので、発注事業課で短縮する理由を明確に持つておくこと。

- 例
- 1、緊急に工事を施行する必要があるとき
 - 2、地元関係者の了解を得るため発注行為の時期が遅れたとき
 - 3、国、県の補助等の決定が遅れたとき

第7条（指名競争入札の公表）関係

- 1 公表の場所は、総務部検査管財課とする。ただし、検査管財課長が入札事務の適正化の観点から必要と認める場合には発注担当課が存する事務所での公表を併用することができるものとする。

第8条（入札辞退）関係

1 入札書（見積書）受付締切後の書類の受領について

入札書（見積書）受付締切後は、理由の如何を問わず、提出書類（入札書、辞退届など）は、一切受け付けないこと。

第9条（予定価格）関係

1 基準価格等について

- (1) 設計金額5千万円未満の入札工事においては最低制限価格を試行として設け

る。

- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認めるときは、基準価格を設けることができる。
- (3) 物品の購入の要素が強い場合は、基準価格を設けてはならない。
- (4) 土木系工事の設計図書において、工場制作費等の内訳項目が直接工事費、共通仮設費、現場管理費相当額及び一般管理費の4項目以外の「工場原価」等一括計上価格として記載されている場合は、基準価格等の算定上に限り、この「工場原価」等一括計上価格を直接工事費として取り扱い、通常基準価格等の算定方法に従って算出するものとする。低入札価格調査実施要領第3条の2第1項のただし書きの規定は、この場合に限り、適用できるものとする。
- (5) 基準価格等の算定割合は、小数第2位までとし、小数第3位以下を四捨五入する。
- (6) 最低制限価格調書並びに低入札価格調査基準価格及び失格判断基準調書の作成者は、次によること。

設計額その他予定価格の決定の基礎となる金額（税込）により、市決裁規程に基づき判断すること。ただし、副市長決裁以上のものについて、部長が作成すること。なお、作成にあたっては、担当課が事前に記載事項（作成日付を除く。）を印刷し、作成者は確認した上で押印し、作成日付を記載すること。

第10条（入札の公開）関係

- 1 入札は原則として毎週水曜日（水曜日が休日の場合は翌日）に実施する。
紙入札は、庁舎403会議室において実施する。
電子入札（一般競争入札等参加者が多数傍聴するであろうと契約担当者が判断した電子入札を除く。）は総務部検査管財課が指定する場所において公開入札を行うものとする。
- 2 入札は、原則として午前に行うものとする。
- 3 入札会場は、当日の入札執行課が設営すること。
- 4 入札執行課は、入札の傍聴希望者がいる場合は、会場入口において受付簿に住所、氏名を記入のうえ入場を認めること。ただし、第1項後段に規定する総務部検査管財課が指定する場所において行う公開入札についてはこの限りでない。

第10条の2（入札の執行）関係

1 入札執行回数について

入札執行回数は、3回（予定価格を事前公表した場合は1回）を限度とする。

2 落札宣言について

落札宣言は、「業者名〇〇〇、入札書記載金額〇〇〇円、これに10パーセントを加算した金額で落札と決定」とする。

3 入札又は開札の中止について

東海市契約規則第17条の規定により、入札又は開札を中止した場合は、改めて入札場所、入札日時等を指定して執行するものとする。

指名競争入札において入札の辞退があり、入札参加者がただ一人となったときは、当該入札を中止し、当該一人となった参加者を除き指名替えをするものとする。

4 入札経過の記録について

入札経過の記録に用いる一般競争入札調書及び指名競争入札調書は、電子入札システムの利用による開札結果をもって代用することができるものとする。

5 入札時間の変更について

原則、入札は、公告文、指名競争入札の通知、随意契約の見積書徴収の通知に記載された入札時間に執行する。

第11条（入札結果等の公表）関係

1 入札調書の書き方について

- (1) 落札者の落札金額に朱書きの下線をひく。
- (2) 無効または失格の者は、その者の金額欄にそれぞれ「無効」または「失格」と表示し、理由を備考欄または適用欄に表示する。また、入札金額がある場合は、金額欄に金額を並記する（例：「無効 〇〇〇円」）。
- (3) 辞退者は、その者の金額欄に「辞退」と表示する。

2 入札不調または中止の場合の入札調書の書き方について

- (1) 業者名欄に、指名競争入札は指名業者を、一般競争入札は入札参加申込をした業者を表示する。
- (2) 不調の場合は、業者名以外の全ての欄を空白にする。

- (3) 他の入札参加者が入札を辞退し、入札参加者が1人になり、中止する場合は、中止になった回の当該1者の金額欄を空白にする。
- (4) 紙入札は、入札調書の右上に、電子入札は理由欄に大きく「不調」または「中止」と表示し、不調の文言に朱書きで下線をひく。

第12条（入札により契約できないときの随意契約）関係

1 随意契約とする場合について

- (1) 第10条の2関係の第1項の入札執行回数限度内において落札者がいないときは、指名競争入札の場合、次の要件のいずれかに該当して随意契約ができると認めるときを除き、指名替えを行うものとする。

なお、この場合の随意契約又は指名替えの方針については別途決裁を受けるものとする。

ア 予定価格と最低入札金額の差が少額（概ね5パーセント以内）である場合

イ 特殊工事等で他に指名する者がいない場合

ウ 災害復旧工事等で緊急又は短期間に工事を施工する必要がある場合

エ その他やむを得ない事情で指名替えを行うことができない場合

- (2) 随意契約による場合、当該工事の指名業者以外から見積書を徴するときは、所定の指名審査の手続きを経てから行うものとする。

2 指名替えにする場合について

指名替えによる場合には、新たに所定の指名審査の手続きを行うものとする。

第13条（契約の締結）関係

1 有効な経営事項審査の確認について

建設業法第27条の23の違反業者と契約を締結しないためであるので、確実に確認を行うこと。

2 経営事項審査の見方について

経営事項審査は、許可行政庁が契約者に経営事項審査の結果通知書（以下「結果通知書」という。）を発送した日から有効になるので、契約担当者は、結果通知書の写し（公告日から契約を締結する日に有効かつ直近のものに限る。）により、許可行政庁が契約者に結果通知書を発送した日が公告日より前であることを確認するこ

と。

3 業者選定について

指名競争入札の発注事務において、指名審査会に提出する案件には、契約締結日に有効な経営事項審査があることの確認が、書面で確認できた業者を選定すること。

経営事項審査の有効期限は、必ず、結果通知書を書面で確認すること。

確認方法は、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページに掲載してある結果通知書を印刷すること、もしくは、業者から結果通知書の写しを書面で受領すること。

指名審査会承認後、当初予定していた契約締結日が遅れる場合は、確認した経営事項審査の有効期限が切れる場合があるので、改めて全業者の有効な結果通知書を確認してから発注すること。

第17条の3（現場代理人及び現場責任者との兼務届）関係

1 現場代理人の兼務届について

工事現場における現場代理人の常駐の運用についてにより、兼務する場合は、提出するものとする。

第18条及び19条（契約期間の延長）関係

1 第18条（契約者の申出による場合）によって工期を延長する場合とは、次のものをいう。

(1) 天災地変その他やむを得ない理由とは、次のものをいう。

ア 異常気象による長雨、積雪、凍結などのため作業不能などによるもの

イ 災害による手戻り、作業不能及び材料搬入困難などによるもの

ウ その他善良な施工管理者として特にその責めに帰することができない理由によるもの

(2) 契約者の責めに帰すべき理由とは、次のものをいう。

ア 労力不足によるもの

イ 材料入手の遅延によるもの

ウ 建設機械の借入遅延又は故障によるもの

エ 施工上の管理の不備又は過失によるもの

オ その他契約者の責めに帰すべきことが明白な場合

2 第19条（契約者の申出によらない場合）によって工期を延長する場合とは、次のものをいう。

- (1) 用地買収等の遅れによるもの
- (2) 家屋移転等の遅れによるもの
- (3) 用地境界の確認の遅れによるもの
- (4) 関連する他工事の遅れによるもの
- (5) 工事を一時中止したもの
- (6) その他特別の事情によるもの

3 修補補正指示に伴う工期の取扱いについて

完了検査の結果、修補補正の指示により検査日から設計図書に適合するよう修補に要した期間が、完了届提出日から契約完了日までの期間より短ければ、履行遅延の対象としない。

4 工期（履行期間）延長に伴う増加費用の取扱いについて

東海市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第22条第2項後段又は東海市設計測量等委託契約約款第22条第2項後段の「発注者の責めに帰すべき」事由の具体例として、監督員の失火による火災の発生や監督員が立会いや見本検査に応じず工期延長に及ぶ場合があげられる。原則として、発注者の責めにより工期（履行期間）延長期間が連続して30日以上となる場合に、当該規定を適用する。

第20条（契約内容の変更）関係

1 設計変更理由

設計変更は、次に掲げる理由により、元設計を変更する必要性が生じた場合に行う。

- (1) 発注後に生じた外的条件によるもの
 - ア 自然現象、その他不可抗力による場合
 - イ 他の事業及び施工条件等に関連する場合
 - ウ 地元調整等の処理による場合
 - エ 安全対策に基づく場合（交通誘導員、仮設工等）
- (2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの
 - ア 推定岩盤線の確認に基づく場合

- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
- カ 諸経費調整に基づく場合
- キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
- ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

(3) 事業の進捗を図るもの

2 設計変更による契約変更の範囲

設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、他に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 設計変更による増加額が当初契約金額の 30 パーセント以内の場合
ただし、別件発注するのが妥当な場合は除くものとする。
- (2) 設計変更による増加額が当初契約金額の 30 パーセントを超えるものであって、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合
- (3) 設計変更により減額する場合

なお、諸経費調整を伴う設計変更の場合は、諸経費調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替える。

3 設計変更の手続き

- (1) 設計変更は、その必要が生じた都度、監督員が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認したうえで変更伺により東海市決裁規程（以下「決裁規程」という。）に基づき決裁を受けた後、行うものとする。

ただし、次に掲げるアからウまでのいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

- ア 工事施工前に数量が定まらないもの
- イ 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの
- ウ 請負者の責めによらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）

(2) 設計変更を行う場合は、次項のアからオまでの場合を除き、当該変更の内容を設計変更通知書（別添様式）に整理し、契約者に対し設計変更内容を通知しなければならない。

(3) 事前に契約約款第19条に基づく契約者から条件変更の内容について、工事打合簿により提出があった場合は、調査を行ったうえ調査結果を契約者へ工事打合簿により回答すること。

4 契約変更の手続き

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、前項第1号アからウまでのいずれかの条件を満たす変更又は契約条件等を著しく変更することにならないものは、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。なお、著しい設計条件を変更することにならないものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

ア 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

イ 新工種に係るもの

ウ 変更見込金の累計額が請負代金の30パーセントを超えるか、500万円を超えるもの

エ 特記仕様書等により諸経費調整を条件として発注した工事で、諸経費調整を行うもの

オ その他、市長が特に定めたもの

第23条（工事等の下請負）関係

1 一括下請負の禁止

建設業者は、その請け負った建設工事を如何なる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。（建設業法第22条）

一括下請負には、請け負った建設工事の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせる場合及び請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に請け負わせる場合が該当する。ただし、元請負人が、その下請工事の施工に実質的に関与（元請負人が自ら総合的に企画・調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物・仮設物・工事材料等の品質管理、

下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導・監督等)を行うことをいう。) していると認められる場合を除く。

2 工事下請負届の提出

次の各号のいずれかに該当する場合は、工事下請負届（以下「届」という。）を提出させるものとする。

- (1) 自己の請け負った建設工事について分業的に他の建設業者に下請負させ、自ら総合的に企画・調整・指導を行っていく場合
- (2) 自己の請け負った建設工事につき、自ら主体的工事を行い、その他の部分を他の建設業者に下請負させる場合

3 設計測量等業務の再委託承諾申請書の提出

受注者は、業務の全部のほか、発注者が設計図書において指定した主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

受注者が業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託承諾申請書（以下「承諾申請書」という。）を提出させるものとする。

- ## 4 下請負又は再委託（以下「下請負」という。）が数次にわたる場合の前2項の規定による届又は承諾申請書（以下「届等」という。）の提出は、数次の契約によるすべての下請負人又は再委託者に適用するものとする。ただし、第2項の規定による届出により下請負をした者が更に下請負をさせる場合及び下請金額の見積額が1件当たり100万円以下（監督員が必要と認めるものを除く。）のものを下請負させるときは、この限りでない。

- ## 5 届等を着手前に必ず提出させること。

- ## 6 届等の受理に当たり、その下請負等の相手方が不相当と認められるときは、その下請負等の中止又は変更を求めることができる。

第34条（部分払）関係

- 1 部分払の請求金額は、万円単位とする。
- 2 出来形割合は、小数第2位までとし、小数第3位以下は切り捨てる。ただし、部分引渡し及び一部契約解除の場合の出来形割合は、支出金額が円単位まで誤差の生じないものでなければならない。

- 3 出来形調書のうち営繕費、現場管理費及び一般管理費の出来形金額は、設計金額を算出した方式で行うものとする。